

## 災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議 規約

令和2年1月15日

令和3年3月24日改正

### (名称)

第1条 本会は、「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」（以下「連絡会議」という。）という。

### (目的)

第2条 連絡会議は、首都「東京」において大規模洪水や首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避するための防災まちづくり（水害対策・地震対策など）について検討を行うことを目的とする。

### (構成)

第3条 連絡会議は別紙に掲げる者をもって構成する。

### (会議)

第4条 連絡会議に座長、副座長を置く。

- 2 座長は連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があったときは、副座長が会務を総理する。
- 4 連絡会議は、座長が招集する。
- 5 連絡会議について座長、副座長以外は代理出席を認めるものとする。
- 6 座長は、必要があると認めたときは、構成員以外のものを連絡会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 7 連絡会議は、原則公開とする。なお、連絡会議の議を経て非公開にすることができる。
- 8 連絡会議配布資料は、国土交通省及び東京都のウェブサイトに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 9 連絡会議における議事要旨については、連絡会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省及び東京都のウェブサイトに公開するものとする。

### (書面による議事)

第5条 座長は、やむを得ない理由により連絡会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により連絡会議の開催に代えることができる。

### (ワーキンググループ)

- 第6条 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して検討させることができる。
- 2 ワーキンググループの検討結果については、連絡会議に報告を行うものとする。

### (事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、国土交通省水管理・国土保全局、東京都都市整備局が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

付則

この規約は、令和2年1月15日から施行する。

付則（令和3年3月24日）

この規約の変更は、令和3年3月24日から施行する。

# 災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議

## メンバー

(座長)	ひろせ 廣瀬	まさよし 昌由	国土交通省技監
(副座長)	たにざき 谷崎	けいいち 馨一	東京都技監（都市整備局長兼務）
	よこやま 横山	まさなり 征成	内閣府政策統括官（防災担当）
	くすだ 楠田	みきと 幹人	国土交通省不動産・建設経済局長
	なかた 中田	ひろひと 裕人	国土交通省都市局長
	はやし 林	まさみち 正道	国土交通省水管理・国土保全局長
	いしい 石井	ひろゆき 宏幸	国土交通省水管理・国土保全局
			上下水道審議官
	くつかけ 沓掛	としお 敏夫	国土交通省道路局長
	やどもと 宿本	しょうご 尚吾	国土交通省住宅局長
	ささき 佐々木	しゅんいち 俊一	国土交通省政策統括官
	はしもと 橋本	まさみち 雅道	国土交通省関東地方整備局長
	さとう 佐藤	ともひで 智秀	東京都総務局長
	やまざき 山崎	ひろと 弘人	東京都住宅政策本部長
	はない 花井	てつお 徹夫	東京都建設局長
	やまぐち 山口	まこと 真	東京都水道局長
	ふじはし 藤橋	ともいち 知一	東京都下水道局長
	いちかわ 市川	ひろみ 博三	東京消防庁消防総監
(オブザーバー)			
	あおやぎ 青柳	ふとし 太	(独) 都市再生機構理事
	やすい 安井	きよし 清史	(一社) 不動産協会理事／事務局長

(敬称略)